

出金伝票

領収書・レシートを受け取れなかった現金支出を記録するための伝票です。慶弔費（ご祝儀・香典）、自動販売機での購入、駐車料金の一部など、証憑の入手が難しい取引に使用します。

伝票 No.	
日付	年 月 日
支払先	
勘定科目	
金額	円
摘要	
承認者	

■ インボイス制度上の注意（2023 年 10 月～）

出金伝票は「証憑がない支出」を社内的に記録するための伝票として今も有効ですが、消費税の仕入税額控除の要件はインボイス制度導入で厳格化されています。

- ・ 所得税の必要経費算入：出金伝票と客観的に合理的な記載があれば、通常は経費として認められます。
- ・ 消費税の仕入税額控除：出金伝票のみでは原則として要件を満たしません。帳簿の保存だけで控除できるのは、公共交通機関の運賃 3 万円未満（施行令 49 条 1 項 1 号イ）、自動販売機等での 3 万円未満の購入（同号ニ→施行規則 15 条の 4 第 1 号→同規則 26 条の 6 第 1 号）、出張旅費・通勤手当（同号ニ→施行規則 15 条の 4 第 2 号・第 3 号）に限られます。
- ・ 「3 万円未満なら領収書不要」という旧ルールは 2023 年 10 月のインボイス制度導入で原則廃止されています。

【法的根拠】消費税法施行令 49 条 1 項 1 号・同施行規則 15 条の 4・26 条の 6（帳簿のみの保存で控除できる課税仕入れ）

出典: e-Gov 法令検索 消費税法施行令 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363CO0000000360>

同法施行規則 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363M50000040053>

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。税務・法的助言を構成するものではありません。

個別の税務判断は所轄税務署または税理士にご確認ください。